

第3号様式

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名：株式会社パルトゥー

業者の住所：徳島県板野郡松茂町中喜来宇中瀬堤外17-1

2 指名停止措置期間：令和8年5月29日から令和8年6月28日まで（1か月）

3 指名停止措置の範囲：全国の都道府県

4 事実概要

同社の従業員は、令和7年9月19日に徳島簡易裁判所から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により罰金刑を科され、同年10月7日に刑が確定した。この事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2代13号に該当するため、公表する。

5 指名停止措置理由

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の別表2の13

< 指名停止措置基準 >

措置要件	期間
別表第2	
1～12 略	
(不正又は不誠実な行為)	
13 別表第1及び前号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から全ブロックを対象として1か月以上9か月以内
14 略	